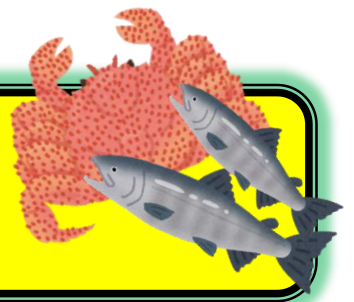


海産物の電話勧誘や 送り付けトラブルに注意！



【相談事例1 強引な電話勧誘】

海産物購入の勧誘電話があった。
一度は断ったが繰り返し勧誘され、つい承諾してしまった。
家族に相談し、やはりキャンセルしたいと思い業者に連絡しているが、
いつ電話しても繋がらない。

【相談事例2 突然届いた海産物】

代金引換で海産物が届いた。
家族が頼んだのかと思い受け取ったが、誰も頼んでいないようだ。
すでに代金を支払ってしまったが、返品することはできるか。

トラブル回避策

事例のような相談が消費生活センターに多く寄せられています。
トラブルに遭わないために、日頃から次のことを心がけましょう！



- ・見知らぬ事業者からの**突然の電話**には**用心**しましょう。
- ・断るときは「**いりません**」「**必要ありません**」と大きな声で、**はっきり**と言いましょう。
- ・承諾していないにも関わらず送られて来た場合は、契約は成立しておらず、ただちに処分が可能です。
- ・代金を支払ってしまっても、あきらめず送り状に書かれている事業者に返品・返金を連絡しましょう。
- ・生鮮食品でもクーリング・オフができます！あきらめないで最寄りの消費生活センター・相談窓口にご相談しましょう。

困ったな・・・と思ったら、消費者ホットライン188にすぐ電話！